

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第26号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則（平成3年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、教育長若しくは」を「又は」に改める。

別表第1中「、教育長」を削る。

別表第1の1の表を次のように改める。

専決区分 費目	副町長	課長	備考
町税		○	{徴収猶予及び減免を伴うもので、それらの基準が別に定められていないものを除く。}
地方譲与税		○	
利子割交付金		○	
配当割交付金		○	
株式等譲渡所得割交付金		○	
地方消費税交付金		○	
ゴルフ場利用税交付金		○	
特別地方消費税交付金		○	
自動車取得税交付金		○	
地方特例交付金		○	
地方交付税		○	

交通安全対策 特別交付金等 分担金及び負 担金	○	
使用料及び手 数料	○	{徴収猶予及び減免を伴うもので、そ れらの基準が別に定められていないも のを除く。}
国庫支出金	○	
県支出金	○	
財産収入		基金利子及び貸付収入は課長専決とす る。
寄附金		
繰入金	○	
繰越金	○	
諸収入	○	
町債	○	

別表第1の2の表を次のように改める。

専決区分 費目	副町長	課長	備考
1 報酬		○	
2 給料		総務課長	
3 職員手当等		総務課長	
4 共済費		○	
職員		総務課長	
5 災害補償費	300,000円		
7 賃金		○	
8 報償費	300,000円	30,000円	
9 旅費			
内国旅行	課長	所属職員及び非常勤 の特別職の職員	

外国旅行	一般職員及び非常勤の 特別職の職員		
10 交際費	○		
11 需用費	1,000,000円	300,000円	
食糧費	100,000円	30,000円	
修繕料	5,000,000円	1,000,000円	
12 役務費	1,000,000円	300,000円	
13 委託料	5,000,000円	1,000,000円	
14 使用料及び賃貸料	1,500,000円	300,000円	
15 工事請負費	10,000,000円	1,300,000円	
16 原材料費	1,500,000円	300,000円	
17 公有財産購入費	1,500,000円	300,000円	
18 備品購入費	5,000,000円	1,000,000円	
19 負担金、補助及び 交付金	1,500,000円	300,000円	
20 扶助費	1,000,000円	300,000円	
21 貸付金	1,500,000円	300,000円	
22 補償、補填及び賠償金	1,500,000円	300,000円	
	補償補填金		
	賠償金		
23 償還金、利子及び 割引料		○	
24 投資及び出資金	1,500,000円	300,000円	
25 積立金			
26 寄附金			
27 公課費		○	
28 繰出金			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。